

## 別記（第8条関係）

### 補 助 条 件

#### 1 実施状況報告

区長は、補助対象事業等の実施状況について、必要があると認めるときは、補助対象者に報告を求めることがある。

#### 2 財産処分の制限

補助対象者は、補助対象事業等により取得し、又は効用を増加した財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

#### 3 財産処分による収入の納付

2の規定による区長の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、区長は、補助対象者に対し、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

#### 4 財産の管理義務

補助対象者は、補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

#### 5 関係書類の保管

補助対象者は、補助金の交付に係る収入と支出の関係を明らかにした書類を当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

#### 6 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

補助対象者は、補助対象事業等の開設後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第8号様式により、速やかに区長に報告しなければならない。この場合において、補助対象者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

#### 7 消費税及び地方消費税の申告による収入の納付

区長は、6により補助対象者から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定について報告があったときは、補助対象者に対し、その仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることがある。

## 8 運営継続期間

補助対象事業等の開設後は、同一住所地において、3年以上の施設運営を継続すること。ただし、天災その他社会通念上やむを得ない事情がある場合を除く。

## 9 立入調査

(1) 区長は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助対象者の事業所等に立ち入り、補助対象事業に係る全ての証拠書類その他の物件を調査し、関係者に質問することができる。この場合において、事前に連絡なく行うことができる。

(2) (1) による立入調査を補助対象者が正当な理由なく拒否した場合、区長は要綱第14条の規定に基づき交付決定の取消しを行うことができる。

## 10 その他

補助対象者は、補助対象事業等について、開設日から起算して3か月を経過した日の属する月の末日において、契約者のうち6割以上が北区民であること。